

長野県人権政策審議会答申内容について

1 人権政策基本方針（仮称）策定の必要性と人権課題の現状

(1) 人権政策基本方針（仮称）策定の必要性

背景・目的

ア 部落解放審議会

長野県において、これまで同和問題に関する様々な施策が行われてきたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（特別措置法）が失効（平成 14 年 3 月末）するにあたり、今後の長野県の同和対策のあり方について、平成 14 年（2002 年）に長野県部落解放審議会から答申された。

答申の中では、今後の部落解放審議会のあり方として名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきとされた。

イ 人権施策の推進（教育・啓発、新たな課題の出現）

長野県では、平成 12 年（2000 年）に長野県人権啓発センターを千曲市に開設し、人権啓発の拠点施設として情報を発信するとともに、平成 15 年（2003 年）に、長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、人権問題の解決のため、様々な取組を進めてきた。しかし今なお、同和問題、高齢者、障害者、女性、子どもなど様々な人権問題が存在している。

また、情報化、国際化、少子高齢化のさらなる進展や人権意識の高まりなど、経済、社会情勢の変化により、人権課題として捉えるべき事象が拡大してきている。

ウ 人権政策審議会の設置

平成 18 年 12 月に県議会人権施策推進議員連盟から、今後の様々な人権問題に関する施策の方向性を明確にするため審議会設置の要望が出された。

長野県では、県部落解放審議会答申の尊重と県議会の意見を重視し、平成 19 年 7 月 17 日に長野県人権政策審議会条例を制定し、審議会を設置した。

エ 基本方針（仮称）策定に向けて

長野県から長野県人権政策審議会に対し、人権を取り巻く環境の変化、新たな人権課題への対応も含め、社会の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針策定について諮問された。

本答申に当たり、その基礎として、「人権課題に取り組まれている団体からの意見募集」、「人権に関する県民意識調査」を実施した。これに基づいた現状把握とこれまでの経過を通して今後の人権政策の基本的な考え方を示す。

(2) 人権課題の現状

人権課題に取り組まれている団体からの意見募集、意見聴取

本審議会において、その内容等について審議し、平成20年2月22日から3月28日の間ホームページ等を通して、人権問題に関係する団体等から意見募集を行った。

現在抱えている課題の現状や解決に向けた取組、取組を進める上での課題、県など行政や地域住民の関わり、協力、その他で、幅広く意見をいただいた。

この意見等を踏まえ、本審議会として、同和問題、外国人問題について、もう少し踏み込んで状況を確認したいということで、平成20年7月24日に3団体を審議会に招いて意見交換を行った。

県民意識調査

本審議会において、質問内容等について議論を行い、平成20年6月に層化二段無作為抽出により、満16歳以上の県民3,000人を対象に郵送により県民意識調査を行った。

回答者数は1,519人で、回答率50.6%、男性の方よりも女性の方から多くの回答をいただき、年齢別では50代以上の方が6割を占めている。

「人権は重要である」との回答は7割を超え、人権問題に関心はあるかの質問では、「少し」を含めて関心があると回答した方は85.0%と高くなっている。

人権が侵害されたと思ったことがあるかとの質問では、およそ3人に1人が「ある」と回答しており、「ある」と答えた方にその侵害はどのようなものかとの質問には、「悪口・噂」と答えた人が6割を超え、「仲間はずし」も36.7%となっている。

関心のある人権課題との質問では、「障害者」、「高齢者」、「子ども」が50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、「女性」、「インターネットによる人権侵害」、「同和問題」の順となっている。

人権課題の解決にあたって、効果的な啓発広報の手段に関する質問では、高いものから順に「テレビ・ラジオ」、「講演会や研修会」、「新聞・雑誌・週刊誌」、「広報誌・パンフレット・ポスター」となっている。また、今後、県として力を入れてほしいことに対する質問では、「学校内外の人権教育の充実」、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」、「啓発広報活動の推進」、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」が4割を超える回答となっている。

人権課題別の状況

ア 女性

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「職場にお

ける差別待遇」、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつけること」、「家庭内における夫から妻に対する暴力（酒に酔ってなぐること）」、「職場のセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」、「買春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）」が40%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることがある。

夫からの暴力、性犯罪、売春・買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が社会的な問題となっている。

イ 子ども

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「仲間はずし」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行うこと」、「食事を与えないなど子育てを放棄すること」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」が70%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

学校においても、校内暴力やいじめ、不登校等の問題など依然として憂慮すべき状況にある。

実親が子どもを虐待したり、食事を与えないなどの子育て放棄など深刻な現状があるほか、犯罪に巻き込まれて被害を受ける少年少女の数も増えている。

児童買春・児童ポルノなど子どもの人権を脅かす犯罪や、子どもの健康を害する薬物使用なども多発している。

ウ 高齢者

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「地域、家庭等とのつながりがない独居老人の孤独死」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「経済的に自立が困難なこと」、「悪徳商法の被害者が多いこと」が50%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

高齢者に対して、家庭内や施設内において、暴力や邪魔扱いするなど身体的・精神的な虐待をする。

一人暮らしの高齢者などから、財産を騙して奪い取るなどの被害がある。

昨今の経済情勢の中で、リストラ、早期退職などにより、職を失った高齢者は、年齢による雇用条件等により再就職が難しい面がある。

エ 障害者

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が50%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

障害者に対する偏見や差別意識が起きる原因には、障害の発生原因や症状についての知識不足による場合がある。

障害者はその障害のため、仕事が限定されると思われており、就労の際の雇用条件等により就職が思うようにいかない場合がある。

オ 同和問題

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が67.5%、次いで「身元調査をすること」、「差別的な言動をすること」が30%以上あり、こうした問題が起きていると県民は思っている。

現在でも同和地区出身であるということで、親、兄弟、親戚から結婚に反対されるなどの差別事象が見られるほか、教育、就職等の面での問題などがある。

カ 外国人

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が59.5%、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」が30%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

外国人というだけで、入居や入店を断られたり、就労についての差別などの問題が起きている。

キ HIV感染者

県民意識調査で、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.9%、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」が40%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

正しい知識や理解の不足から、これまでも多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことによって、医療現場において診療を拒否されたり、就職を断られたり、職場を解雇されたり、アパートへの入居を拒否されたり、立ち退きを要求されたり、公衆浴場への入場を拒否されるなどの問題が現れている。

ク ハンセン病患者等

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が54.1%、次いで「結婚問題で周囲が反対すること」が40%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

多くのハンセン病療養所入所者の中には、長年にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係が絶たれている方もいる。

ハンセン病療養所入所者自身が高齢化しており、病気が完治しても療養所に

残らざるを得ないなど社会復帰が難しい状況にある。

ケ 犯罪被害者等

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる事」が73.2%、次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受ける事」が60%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

マスメディアによる報道により、被害者及びその家族のプライバシーが侵害されたり、名誉が傷つけられたり、取材により日常生活が侵されるなどの状況がある。

コ インターネットによる人権侵害

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が70%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

パソコンや携帯電話によるインターネット上の掲示板やメール等では、匿名による書き込み等により、相手を陥れる誹謗中傷や嫌がらせをされることもあり、当事者に精神的な苦痛を与える。

また、個人が特定されるような情報が掲載されるなど、プライバシーを侵すような状況もある。

サ アイヌの人々

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が53.4%と多く、県民はこうした問題が起きていると思っている。

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在していると言われている。

シ 刑を終えて出所した人

本人に真摯に更生したい気持ちがあっても、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が難しく、就職の際の差別や住居等を確保することが難しいなど、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にある。

ス 性的指向及び性同一性障害

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」が62.5%、「差別的な言動をすること」が40%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

セ ホームレス

県民意識調査では、どのような人権上の問題があるかとの質問に、「経済的に自立が困難なこと」が61.8%、「通行人等が暴力をふるうこと」が50%を超え、こうした問題が起きていると県民は思っている。

先入観や外見などから、近寄らない、避けるなどの偏見・差別がある。

ソ 北朝鮮当局による人権侵害

何も関係のない人が拉致され、その行方さえわからない状況にあり、また、その家族がどうすることもできない現状にある。

タ 中国帰国者

中国に長く住まれたことにより、日本語がしゃべれない、書けない、日本の生活習慣に慣れないなど、住民との意識疎通がうまくいかない面がある。このほかに、新聞、広告などいろいろな日常生活に関わる情報がわからない部分もある。

2 基本的な考え方

(1) 人権の捉え方

「人権」とは、憲法に規定される基本的人権の尊重や個人の尊厳において示されているが、これは、社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利と言える。人々の生存と自由が確保され、幸福を追求し実現しようとすることを妨げる行為が人権の侵害とも言える。

幸福な生活を阻む問題として、差別、偏見、虐待など個人の尊厳や人間の尊厳を無視した行為と捉えることができる。

さらに、昨今の社会経済情勢下においては、雇用格差、所得格差など生活上の不安を抱く人々の顕在化、情報化社会でのインターネットによる誹謗中傷、犯罪被害者への支援など時代の変化により人権の捉え方も広がりつつある。

(2) 人権政策の方向性（基本理念）

人権政策の視点は、世界人権宣言にも示されている「人間の尊厳」を基本として、人として希求する「自己実現」「自立」「社会との関わり」が実現されるものでなければならない。

人権が尊重されるためには、一人ひとりが人権に対する理解を深め、人権を尊重する価値や態度を育み、他人の人権を尊重・保護するため実践する力が求

められている。

人権を理解するためには、「差別をしない、させない、許さない」、また、「かくあるべし」とする固定感をなくし、あくまでも一人ひとりの個性や多様性を尊重することが重要である。

また、他人の人権の尊重や保護する行動は、日々の生活など様々な事柄を通じて培うものであり、その取組の中にこそ存在するものである。

目指す人権が尊重される社会を県民一人ひとりの豊かな心を育む人権文化を築くこととするなど前向きに考えることも必要である。

3 人権施策の方向性

(1) 総論

個別の人権に関わる多くの施策は、それぞれの人権課題に応じて、個別法、個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されている。

人権施策は、「人間の尊厳」という観点から具体的な施策を展開していくことが大切であり、県行政が取り組む業務は、あらゆる分野で人権とかがかかわっているため、人権尊重意識を持って行われる必要がある。

県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題としてとらえ、自らが人権尊重社会の担い手であることを自覚し、互いの人権を尊重する意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することができるよう、人権意識の高揚を図るための施策を実施する。

県民が人権問題に直面したときに、身近で相談できるよう、市町村、企業、関係団体、専門相談機関と連携した総合的な相談窓口などの支援の施策を推進する。

(2) 人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進

県民が、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて、人権尊重の理解を深め、高揚を促すよう、地域社会、企業等への働きかけをするなど人権教育・啓発を推進する。

人権感覚を育くむには、「人間の尊厳」を大切にした「共に生きる心」を育てる教育を、子どもの発達段階に合わせた学習内容等を取り入れながら推進する。

人材育成・資質向上

学校教育では、人権教育を効果的に推進するため、まず教員が基本的人権の尊重について学び、正しく理解する。そのための人権研修等を行い、資質の向

上を図る。

学校内部における人権教育に関する研究・研修体制を充実するとともに、各種学校間の連携強化、地域の特性等に即した学校教育と社会教育との連携した推進を図る。

社会教育では、市町村、地域、企業などにおいて、その学習機会を設け、その様々な機会を通じて県民が学習することができるよう、県民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成を図り、人権教育を効果的に推進する。

県民、関係団体の連携・活用

行政だけでなく、官民協働の考え方に立って人権教育、人権学習等に関わる団体を支援する、また、弁護士など民間専門家等を活用と連携した研修会、出前講座などにより、幅広い県民に対して教育・啓発を図る必要がある。

人権侵害は、職場、地域社会、学校などで、日常起こる、あるいは起こりうること、またインターネットへの差別書き込みなどの事象の再発防止のため、市町村、企業、NPO等を横断するような方法で、広報・啓発する必要がある。

情報提供

人権啓発のより効果的な方策が必要であり、県民意識調査の結果を踏まえると、従来型の人権意識の涵養を図るための講演会、研修会だけではなく、マスメディアを通じての人権意識の啓発がより効果的である。

人権教育について、市町村、企業などにおいて、研修会・講演会等を様々な場所、機会で行われており、こうした市町村、企業など主催者に対して、必要に応じて人権教育についての知識・手法等の情報を適切に提供する必要がある。

(3) 人権相談・支援

総合相談窓口の整備

個別施策ごとの相談に対応しているが、人権に関する総合的な相談窓口がない状況にあるので、人権に関わる幅広い相談窓口を整備する必要がある。

特に同和問題や外国人の問題等では、人員体制、専門性等も含め広域的な対応も必要と考えるので、長野県として広域単位で、人権に関する総合窓口を設置することを検討する必要がある。

国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり

人権課題を解決するためには、拠点の確保、拠点をベースとする総合的な課題解決のための相談体制づくりを推進するとともに、民間の相談窓口、人権擁護委員などと連携して課題を解決するための人材の確保が重要である。

人権問題を個別の機関だけで解決することは困難なため、国・県・市町村、弁護士会、NPO、ボランティア、人権擁護委員などとの相互の連携方法の研

究検討を行うとともに、民間団体の相談活動への支援をする必要がある。

相談窓口等の周知広報

県民が人権問題に直面したときに、助言などを受けながら、自ら主体的に判断し解決していくことができるよう、各種相談機関、支援制度などの適切、的確な情報を効果的に提供する必要がある。

特に必要とする情報を相談者等へどのように情報提供をすれば有効なのか、マスコミやインターネットを利用した対応も検討する必要がある。

4 分野別施策の推進

(1) 基本的事項

人権に関する県民意識調査において、どのような人権侵害を受けたと思われるかとの質問に対し、多くの県民が「悪口・噂」や「仲間はずし」と回答しているが、人権侵害の事象には、「個人対個人の人権問題」もあれば、「社会的な人権問題」もあり、相当幅が広い。但し、実際には「個人対個人の人権問題」まで行政としては踏み込むことは難しいと考える。

高齢者、障害者、女性、子どもなどの個別分野で、拠点、課題解決システム、人材が確保されているものについては、それぞれの分野でさらなる施策の展開を行う。

雇用面は、経営者協会等と連携を図り、企業等における高齢者、障害者、女性、外国人の就業問題などを解決していく必要がある。

このほか、民間活力の導入、企業、NPO、関係団体と連携、強化を図り、人権施策を推進する。

(2) 女性

現状と課題

長野県は、昭和55年(1980年)に長野県婦人行動計画を策定してから、現在の第2次長野県男女共同参画計画まで、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行ってきた。

男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっているが、固定的性別役割分担(性別を理由に役割を固定的に分けること)の意識が根強く残る分野や、公立学校における女性の校長、教頭の数、全国的にみても低いなど、女性の参画の進んでいない分野も多く残っている。

出産・育児期に相当する年齢層の女性では、離職、仕事に就かない状況が見られ、社会において一層女性が活躍していくためには、子育てなどについて男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづく

りが必要である。

また、少子化による労働力の減少が懸念され、女性のさらなる社会参加が期待される中で、従来、家庭の中で主に女性がその役割を担ってきた子育てや介護について、男女が協働して家族としての責任を果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづくりが一層重要になっている。

男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は依然として後を絶たず、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の件数も増加傾向にある。

方向性

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画、地域づくりの女性の関わり、参加などを推進し、男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤をつくる。

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育を様々な機会を通じて行い、男女共同参画意識の高揚を図る。

女性も男性も、仕事と、子育てなど家庭生活との調和（ワークライフバランス）を図りながら、能力を發揮して働くことのできる環境の整備を進める。

（３）子ども

現状と課題

児童虐待相談件数は、依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化、深刻化してきている。

人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化が指摘されている。

方向性

児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた子どもや保護者のいない子どもなど養護を必要とする子どもの保護から自立支援に至るまでの教育に配慮した支援体制を整備する。

不登校やいじめなどの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、適切な相談・支援を行うとともに、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心を育成する。また、保護者や地域の方々など大人の理解、親としての意識を変えていく必要がある。

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導と支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応するための体制づくりに取り組み、特別支援教育を推進する。

外国籍児童生徒や院内学級のない病院に長期入院している児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援などを行う。

(4) 高齢者

現状と課題

長野県の高齢化率は、平成17年(2005年)に23.8%と、全国の20.1%を上回る水準で高齢化が進んで、今後も少子化の進行と平均寿命の伸長により一層の高齢化が進むと見込まれる。

一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加、家族の高齢化等による介護力の低下など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増している。

認知症などで判断能力を欠く高齢者の権利を擁護する成年後見制度はあるが、普及が進んでいない現状にある。また、こうした高齢者が高齢者虐待へと結びついているケースが見られる。

方向性

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立して生活できる社会を構築するため、高齢者の社会参加を積極的に進め、地域社会の担い手として活躍できる社会づくりを推進する。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、保健、福祉、介護、医療の連携によりサービスの質を一層充実させるとともに、地域に密着した多様な住まいの充実、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進する。

認知症と高齢者虐待等に関する理解を深め、虐待の防止を図るとともに、地域において認知症高齢者を支える体制づくりを進める。

(5) 障害者

現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で普通の生活ができることをめざして、従来の施設入所中心から地域生活の支援に施策の重点が転換されている。

障害者の地域生活移行を促進するため、地域での理解不足や誤解の解消、生活の場や就労など昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など環境整備を進めることが求められている。

障害者の雇用率は全国平均を上回っているが、法定雇用率に達していない企業もあり、一層の就労支援が求められている。

方向性

重い障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、身近な地域での保健福祉サービスの充実を図るとともに、自立生活への支援、障害の程度に応じた就労を促進する。

障害者が差別と偏見を受けることなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、さらに県民の理解を深め、社会参加を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進する。

障害の重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用などの関係機関が連携を深め、障害の内容、性別やライフステージに応じて、きめ細かなサービスを提供する。

(6) 同和問題

現状と課題

特別措置法等により一定の成果は図られたが、いまだに就労、教育、結婚などの差別があり、そのための支援体制が必要である。

国と同様に同和問題は、特別対策から一般対策へ移行したが、未だ解決したとはいえない。また、今回、実施した「人権に関する県民意識調査」をみても、同和問題の解決について、「そっとしておく」「差別はなくなる」「よく考えていない」など、消極的、無関心と思われる回答が前回調査と比較して増加している。

長野県では、特別措置法失効後の同和対策について平成14年(2002年)に「部落解放審議会」で答申がなされたが、同和対策は停滞の状況にあった。

特別措置法失効後の同和問題の現状認識、同和問題の解決など、今後の施策の基本的な認識を押さえておく必要がある。

方向性

同和問題の解決に向け、今までの取組により得られた成果と同和問題の経緯を考慮しながら、人権尊重の視点に立った取組を実施する。

差別の現状把握、県民意識を確認し、今後の問題解決を図るため、行政、県民、当事者と自由に意見交換ができる環境づくりが必要である。

人権意識の高揚のための人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題の解決に向け、相談窓口を充実し、国、市町村、NPOなど各種相談窓口等と連携を取りながら、より実効性のある相談・支援体制を構築する。

就労や教育等の問題については、総合的な相談窓口などを明確化し、行政施策等の情報提供や各種制度の活用などにより、当事者の自立の促進に向けて適切に対応する。

地域社会において、人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館等を有効に活用

した人権教育・啓発、相談支援を推進するため市町村を支援する。

(7) 外国人

現状と課題

外国籍県民の増加、国籍や滞在形態の多様化に伴い、国籍や文化の違いを尊重しあい、誰もが地域社会の一員としていきいき活躍することができる多文化共生社会の実現への取組が求められている。

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などにみられる偏見、差別意識や健康保険未加入による未払い問題などが生じている。

このほか、教育、福祉などの制度や災害時の情報が伝わらないことにより、不利益を被る部分も生じている。

方向性

国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会をめざし、外国籍県民と地域住民が相互に理解し合える地域づくりや外国籍児童生徒への教育支援を推進するとともに、国際化社会に対応した人材の育成を図る。

教育、労働、医療など様々な分野における外国人の人権問題をはじめ多文化共生に関わる生活支援、精神的な支援などの施策を、関係機関、団体と連携して取り組む。

(8) HIV感染者、ハンセン病患者等

現状と課題

長野県の人口 10 万人当たりの HIV 感染者・エイズ患者届出数（平成 16(2004)～18 年(2006 年)の 3 か年の平均)は、全国で 3 番目に多く、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要がある。

ハンセン病は、過去の強制収容などにより恐ろしい病気とのイメージが定着し、多くの元患者は、ハンセン病が治ったにもかかわらず、現在も療養所に入所している。これは、高齢化もあるが、帰ったときに、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見・差別にさらされるといった不安を抱いている。

方向性

県民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり、地域の特性を踏まえた対策を推進するとともに、人権に配慮した良質で適正な医療の提供を図る。

HIV、ハンセン病等の感染症についての知識啓発を行い、県民の理解促進を図り、偏見・差別の解消に向けて施策を推進する。

(9) 犯罪被害者等

現状と課題

犯罪被害者等の多くが、犯罪の直接的被害だけでなく、被害後の精神的ショックなどの心理的負担、経済的負担など様々な問題に直面し苦しんでいる。このような状況から救済・支援し、権利利益の保護を図るため、平成17年、犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策も進みつつある。

長野県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の県施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけている。しかし、地方公共団体における被害者支援に関する認識はいまだ十分ではなく、十分に施策に反映されているとはいえない状況にある。

方向性

個々の犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況に応じて適切に、かつ途切れることなく支援を行う。

国、県・県警、市町村、関係団体等の連携を強化し、民間関係団体への支援を行うとともに、県レベル、地域レベルでの犯罪被害者等支援ネットワークを構築するとともに、市町村等における取組の強化を図る。

犯罪被害者等に対する各種相談窓口の情報提供、県民理解増進のための広報・啓発に努め、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう県民総意で協力する社会を構築する。

(10) インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信や、ホームページのような不特定多数の者が利用できるもの等があるが、発信者の匿名性ととも、情報発信が容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など人権に関わる問題が発生している。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、国において発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況の排除、特定できない場合は、プロバイダーに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規則を促すなど個別の対応で対応しているのが現状である。

方向性

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため啓発活動を行うとともに、インターネットを介したいじめ、人権を侵す事例に対して関係機関と連携をとり適切に対応する。

学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、社会にもたらす影響や、情報の発信における個人の責任、情報モラルについて取り組む。

サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、適切な法的措置を講じる。

(11) その他の人権課題

アイヌの人々

結婚や就職等における偏見や差別の問題があるので、県民のアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する意識の高揚を図る。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むため、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進する。

性的指向及び性同一性障害

性的指向について、同性愛、両性愛の人々は少数のため正常と思われず、性的指向を理由に差別的な扱いを受けることもあり、このようなことが不当な認識であるということの理解を深めるため、啓発活動に取り組む。

性同一性障害で、一定の条件を満たす者について、裁判所の審判により認められた場合は性別の取扱いの変更ができるようになったが、まだ社会における認識は深まっていないことから、偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発活動を実施する。

ホームレス

自立の意志がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が、嫌がらせや暴行を受けるなど、人権が侵される問題が起きているので、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組む。

北朝鮮当局による人権侵害

国は、早期の拉致問題解決のため、県としても拉致問題に関する広報・啓発を推進する。

中国帰国者（中国残留邦人）

中国帰国者は、日本語をしゃべれない、書けないなどにより、就労が難しかったり、日本の生活習慣の違いから、日常生活に支障をきたすなどの問題があるので、日本語教室など学習の機会の提供、生活支援に取り組む。

5 施策の推進体制

(1) 県の推進体制

人権尊重の基本理念に基づき人権施策を推進するため、各機関で構成する人権施策推進協議会により、総合的な人権施策を推進する。

(2) 市町村、関係団体等との連携

市町村、関係団体等においても地域の実情に応じた人権施策が進められているが、より効果的な施策を推進するため、市町村、関係団体等との連携を強化して実効性ある人権教育・啓発、相談支援を行う。

隣保館、人権センターなど人権教育・啓発、人権相談等の拠点を有効的に活用するため、市町村に対して、必要に応じて助言、支援を行い、地域に根ざした人権施策を推進する。

(3) 県民、企業、NPO等との連携・協働

人権施策を推進するにあたり、行政だけですべてに対応していくことは不可能であり、官民協働の考え方に立って、パートナーであるNPO、市民団体、地域コミュニティ等とのネットワークづくりにより、人権課題の解決を図る。